

1. 実施自治体				2. 個別支援プログラム										3. 実施状況		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
都道府県名	コード	自治体名	備考	コード	個別支援プログラム名	策定年月	要綱	補助金	事業区分	実施体制	専門職員数	対象者	※⑭欄で「6」を選択した場合、主たる対象者を記入	参加者数 (25年4-12月)	達成者数 (25年4-12月)	
大分県	4	臼杵市		12	就労支援員活用プログラム	17	4	○	○	(1)-ア	1	1	7		36	2
大分県	4	臼杵市		28	多重債務者のための個別支援プログラム	21	3	○					7		-	-
大分県	4	佐伯市		11	生活保護受給者等就労支援事業	17		○	○	(1)-ア			7		0	0
大分県	4	佐伯市		15	福祉事務所における就労支援プログラム	19	3	○	○	(1)-ア			7		4	0
大分県	4	佐伯市		28	多重債務者のための就労支援プログラム	21	2	○					-		-	-
大分県	4	豊後高田市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17		○					6	稼働能力があり、すぐに就労可能な者	1	0
大分県	4	豊後高田市		13	授産施設等活用プログラム	20	3	○					7		15	11
大分県	4	豊後高田市		21	精神障害者退院支援プログラム	18	6	○	○	(1)-イ			5		4	3
大分県	4	豊後高田市		28	多重債務者等支援プログラム(仮称)	21	3						7		-	-
大分県	4	宇佐市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17							7		2	0
大分県	4	宇佐市		15	就労支援プログラム	18	12	○	○	(1)-ア			7		90	8
大分県	4	宇佐市		28	多重債務者支援プログラム	18	6	○					7		1	0
大分県	4	豊後大野市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17		○					6	稼働能力があり、すぐに就労可能な者	4	0
大分県	4	豊後大野市		25	在宅介護高齢者等支援プログラム	18	9	○					2		15	11
大分県	4	豊後大野市		28	多重債務者等のための個別支援プログラム	18	9	○					6	多重債務者等	0	0
大分県	4	竹田市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17		○					7		0	0
大分県	4	竹田市		12	福祉事務所における被保護者の就労支援プログラム	19	4	○	○	(1)-ア	1	1	7		27	10
大分県	4	竹田市		28	竹田市多重債務者等のための個別支援プログラム	21	3	○					-		-	-
大分県	4	由布市		11	福祉事務所による就労支援プログラム	17		○					7		0	0
大分県	4	由布市		24	精神障害者自立支援プログラム	19	3	○					5		2	1
大分県	4	由布市		28	多重債務者のための個別支援プログラム(仮称)	21	3	○					-		-	-
大分県	4	由布市		31	ひきこもり、不登校児支援プログラム	19	3	○					6	ひきこもり	2	0
大分県	4	杵築市		11	「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム	17							7		3	0
大分県	4	杵築市		15	就労支援に関する個別支援プログラム	19	3	○					7		0	0
大分県	4	杵築市		28	多重債務者のための個別支援プログラム	20	11	○					7		0	0
大分県	4	国東市		11	生活保護受給者等就労支援プログラム	17		○					7		0	0
大分県	4	国東市		15	就労支援プログラム	18	5	○					6	就労意欲のある者、現に就労しており増収を図る者	6	0
大分県	4	国東市		15	中高年就労支援プログラム	19	6	○					6	45歳以上で就労意欲のある者	12	0
大分県	4	国東市		26	在宅精神障害者支援プログラム	18	5	○					5		5	2

1. 実施自治体				2. 個別支援プログラム										3. 実施状況		
① 都道府県名	② コード	③ 自治体名	④ 備考	⑤ コード	⑥ 個別支援プログラム名	⑦ 策定年月		⑧ 要綱	⑨ 補助金	⑩ 事業区分	⑪ 実施体制	⑫ 専門職員数	⑬ 対象者	⑭ ※⑬欄で「6」を選択した場合、主たる対象者を記入	⑮ 参加者数 (20年4-12月)	⑯ 達成者数 (20年4-12月)
大分県	4	国東市		28	多重債務のための個別支援プログラム	20	11	○					7		0	0
大分県	3	大分市		11	生活保護受給者等就労支援事業	17	7	○					7		31	17
大分県	3	大分市		12	就労支援プログラム	19	7	○	○	(1)-ア	1	2	7		173	43
大分県	3	大分市		16	高等学校等就学支援プログラム	19	3	○					6	中学3年生の子供とその親	137	66
大分県	3	大分市		19	ひとり親世帯の為の保育支援プログラム	19	3	○					1		5	2
大分県	3	大分市		21	生活保護受給者の精神障がい者退院支援プログラム	20	3	○					5		4	4
大分県	3	大分市		28	多重債務等の金銭的な問題を抱えている被保護者のための支援プログラム	19	3	○					7		6	2
大分県	3	大分市		32	不登校児童・生徒支援プログラム	19	3	○					6	不登校状態の児童生徒とその保護者	1	0
宮崎県	1	宮崎県		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	4	○					7		0	0
宮崎県	1	宮崎県		28	多重債務者等支援プログラム	19	2	○					6	多重債務者等	0	0
宮崎県	1	宮崎県	中央	19	母子家庭の母への就労促進事業活用プログラム	18	6	○					1		0	0
宮崎県	1	宮崎県	中央	19	精神障害者等就労支援プログラム	18	11	○					6	ディケアや通所作業の可能性がある者	0	1
宮崎県	1	宮崎県	中央	39	精神障害者等社会生活・日常生活自立支援プログラム	18	11	○					5		1	1
宮崎県	1	宮崎県	南部	15	就労支援プログラム	20	11	○					7		0	0
宮崎県	1	宮崎県	南部	21	精神障害者退院支援プログラム	21	3	○					5		-	-
宮崎県	1	宮崎県	児湯	15	児湯福祉事務所就労支援プログラム	20	3	○					7		163	20
宮崎県	1	宮崎県	児湯	21, 22	長期入院患者退院支援プログラム	21	1	○					7		-	-
宮崎県	1	宮崎県	北部	15	北部福祉こどもセンター就労支援プログラム	19	5	○					7		1	1
宮崎県	1	宮崎県	西臼杵	15	生活保護就労指導・支援プログラム	20	3	○					7		5	2
宮崎県	1	宮崎県	西臼杵	21	精神障害者退院支援プログラム	20	3	○					5		5	5
宮崎県	4	延岡市		11	就労支援事業活用プログラム	17	4	○					7		17	4
宮崎県	4	延岡市		25	高齢者の支援プログラム	18	4	○					2		0	0
宮崎県	4	延岡市		26	精神障害者の支援プログラム	18	4	○					5		0	0
宮崎県	4	延岡市		27	母子(ひとり親)世帯の支援プログラム	18	4	○					1		0	0
宮崎県	4	延岡市		28	多重債務者の支援プログラム	18	4	○					7		0	0
宮崎県	4	延岡市		32	就労経験の少ない若年者の支援プログラム	18	4	○					6	高校中退者等	0	0
宮崎県	4	日南市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	4	○					7		0	0
宮崎県	4	日南市		15	就労支援プログラム	20	3	○					7		0	0
宮崎県	4	日南市		21	精神障がい者退院促進プログラム	20	3	○					5		0	0

1. 実施自治体				2. 個別支援プログラム										3. 実施状況						
①	②	③	④	⑤	⑥					⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
都道府県名	コード	自治体名	備考	コード	個別支援プログラム名					策定年月	要綱	補助金	事業区分	実施体制	専門職員数	対象者	※○欄で「○」を選択した場合、主たる対象者を記入	参加者数 (20年4-12月)	達成者数 (20年4-12月)	
宮崎県	4	日南市		28	多重債務者等対策プログラム					19	3	○					7		0	0
宮崎県	4	日向市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					17	4	○					7		1	1
宮崎県	4	日向市		12	就労支援員活用プログラム					17	10	○	○	(1)-ア	1	1	6	就労に向けて課題を持つ者	11	1
宮崎県	4	日向市		21	精神障害者退院支援プログラム					20	2	○	○	(1)-ウ			5	条件が整えば退院が可能なる者	4	3
宮崎県	4	串間市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					17	4	○					7		0	0
宮崎県	4	串間市		総合	自立助長推進事業プログラム					19	2	○					7		118	6
宮崎県	4	西都市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					17	4	○					6	就労指導対象者	3	1
宮崎県	4	西都市		15	福祉事務所就労支援プログラム					19	3	○					7		1	1
宮崎県	4	西都市		23	健康管理・健康増進個別支援プログラム					20	8	○					5		6	0
宮崎県	4	西都市		25	在宅介護高齢者等支援プログラム					19	3	○					2		0	0
宮崎県	4	西都市		26	精神障害者在宅生活支援プログラム					19	3	○					5		0	0
宮崎県	4	西都市		28	多重債務解消支援プログラム					20	9	○					7		0	0
宮崎県	4	西都市		29	長期入院・入所者居宅移行支援プログラム					19	3	○					7		3	3
宮崎県	4	えびの市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					17	4	○					7		0	0
宮崎県	4	えびの市		15	就労支援プログラム					20	1	○					7		0	0
宮崎県	4	えびの市		15	生活力支援プログラム					20	1	○					7		0	0
宮崎県	4	えびの市		23	生活習慣病等傷病者生活安定プログラム					20	1	○					4		0	0
宮崎県	4	えびの市		25	高齢者自立支援プログラム					20	1	○					2		0	0
宮崎県	4	えびの市		26	障害者社会生活自立支援プログラム					20	1	○					3		0	0
宮崎県	4	えびの市		27	ひとり親自立支援プログラム					20	1	○					1		0	0
宮崎県	4	えびの市		28	金銭管理自立支援プログラム					20	1	○					6	多重債務者	1	0
宮崎県	4	都城市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					17	4	○			1	1	1,3,4		2	1
宮崎県	4	都城市		12	生活保護世帯就労促進プログラム					19	3	○	○	(1)-ア	1	1	1,3,4		76	15
宮崎県	4	都城市		25	高齢者在宅生活支援プログラム					19	3	○					2		0	0
宮崎県	4	都城市		26	精神障害者在宅生活支援プログラム					19	3	○					5		0	0
宮崎県	4	小林市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					17	4	○	○	(1)-ア			6	稼働能力があり、すぐに就労可能な者	3	2
宮崎県	4	小林市		12	就労支援員活用プログラム					18	3	○	○	(1)-ア	1	1	6	就労に向けて課題を持つ者	28	12
宮崎県	4	小林市		23	生活習慣病者等自立支援プログラム					18	10	○	○	(1)-オ			6	糖尿病患者等	0	0
宮崎県	4	小林市		24	高齢者等自立支援プログラム					18	10	○	○	(1)-オ			2		0	0

1. 実施自治体				2. 個別支援プログラム										3. 実施状況		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
都道府県名	コード	自治体名	備考	コード	個別支援プログラム名	策定年月	要綱	補助金	事業区分	実施体制	専門職員数	対象者	※⑭で「0」を選択した場合、またその対象者を記入	参加者数 (09年4-12月)	達成者数 (09年4-12月)	
宮崎県	4	小林市		26	障害者等自立支援プログラム	18	10	○	○	(1)-オ			3		0	0
宮崎県	4	小林市		28	多重債務者等自立支援プログラム	18	10	○	○	(1)-オ			6	多重債務者	2	1
宮崎県	3	宮崎市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	4	○					7		42	15
宮崎県	3	宮崎市		12	生活保護世帯就労促進事業(就労支援員活用プログラム)	17	4	○	○	(1)-ア	1	2	7		90	38
宮崎県	3	宮崎市		28	多重債務支援プログラム(仮称)	21	3	○					7		-	-
鹿児島県	1	鹿児島県		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					7		27	9
鹿児島県	1	鹿児島県		15	就労支援プログラム	18	4	○	○	(1)-ア			7		8	0
鹿児島県	1	鹿児島県		21, 22	退院促進個別援助事業	18	4	○	○	(1)-イ			7		12	4
鹿児島県	1	鹿児島県		28	多重債務者のための個別支援プログラム	21	2						7		-	-
鹿児島県	4	枕崎市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					6	すぐ就労可能な者	1	0
鹿児島県	4	枕崎市		15	就労支援プログラム	19	6	○					6	就労に課題のある者	0	0
鹿児島県	4	枕崎市		21	精神障害者退院促進支援事業	18	4	○					5		1	0
鹿児島県	4	枕崎市		28	多重債務者等のための個別支援プログラム	19	6	○					6	多重債務者	2	2
鹿児島県	4	阿久根市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					7		5	0
鹿児島県	4	阿久根市		15	被保護者就労推進実施要領	19	11	○					6	生活保護受給者	1	0
鹿児島県	4	阿久根市		21, 22	長期入院患者退院促進事業	18	4	○					7		1	0
鹿児島県	4	伊佐市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					7		2	0
鹿児島県	4	伊佐市		15	就労支援プログラム	19	5	○					7		2	0
鹿児島県	4	伊佐市		21	退院促進個別援助事業	18	7	○					7		0	0
鹿児島県	4	伊佐市		24	精神障害者等在宅生活支援プログラム	19	4	○					7		6	1
鹿児島県	4	伊佐市		28	被保護者債務整理支援プログラム	20	5	○					7		0	0
鹿児島県	4	西之表市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					7		3	1
鹿児島県	4	西之表市		15	就労支援プログラム	18	7	○					7		4	1
鹿児島県	4	西之表市		22	長期入院患者退院促進事業	19	4	○					7		0	0
鹿児島県	4	西之表市		28	多重債務者等のための個別支援プログラム	20	12	○					7		0	0
鹿児島県	4	垂水市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					7		2	2
鹿児島県	4	垂水市		15	就労支援プログラム	18	7	○					7		1	0
鹿児島県	4	垂水市		21	退院促進個別援助事業	19	4	○					7		0	0
鹿児島県	4	日置市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	7	○					7		10	3

1. 実施自治体				2. 個別支援プログラム										3. 実施状況					
①	②	③	④	⑤	⑥				⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
都道府県名	コード	自治体名	備考	コード	個別支援プログラム名				策定年月	要綱	補助金	事業区分	実施体制	専門職員数	対象者	※⑬欄で「6」を選択した場合、主たる対象者を記入	参加者数 (20年4-12月)	達成者数 (20年4-12月)	
鹿児島県	4	日置市		15	要保護者就労支援プログラム				19	4	○				7		86	6	
鹿児島県	4	日置市		19	要保護者資産活用プログラム				19	4	○				7		2	0	
鹿児島県	4	日置市		21	被保護者退院支援プログラム（精神障害者）				19	4	○				7		1	1	
鹿児島県	4	日置市		22	被保護者退院支援プログラム（精神障害者以外）				19	4	○				7		6	3	
鹿児島県	4	日置市		28	被保護者債務整理支援プログラム（仮称）				21	2					7		-	-	
鹿児島県	4	曾於市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム				17	7	○				7		13	0	
鹿児島県	4	曾於市		12	就労促進事業				18	4	○	○	(1)-ア	1	1	7		38	9
鹿児島県	4	曾於市		21, 22	長期入院患者退院促進プログラム				18	4	○				7		2	2	
鹿児島県	4	いちき串木野市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム				17	7	○				7		0	0	
鹿児島県	4	いちき串木野市		15	就労支援プログラム				19	4	○				7		9	3	
鹿児島県	4	いちき串木野市		21	精神障害者退院支援プログラム				18	4	○				5		1	1	
鹿児島県	4	いちき串木野市		28	多重債務者のための個別支援プログラム（仮称）				21	3					7		-	-	
鹿児島県	4	薩摩川内市		11	生活保護受給者等就労支援事業				17	6	○				7		7	4	
鹿児島県	4	薩摩川内市		12	就労支援プログラム				19	11	○	○	(1)-ア	1	1	7		57	11
鹿児島県	4	薩摩川内市		21, 22	退院促進個別援助事業				18	7	○				7		5	0	
鹿児島県	4	薩摩川内市		28	多重債務のための個別支援プログラム				21	3					6	多重債務者	-	-	
鹿児島県	4	霧島市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム				17	7	○				6	就労可能な者	12	3	
鹿児島県	4	霧島市		15	就労支援プログラム				19	4	○				6	就労可能な者	9	2	
鹿児島県	4	霧島市		16	高校進学支援プログラム				19	4	○				6	高校3年生の子供とその親	15	0	
鹿児島県	4	霧島市		21	精神障害者退院促進支援プログラム				18	4	○				5		1	1	
鹿児島県	4	霧島市		28	多重債務等個別支援プログラム				18	4	○				6	多重債務者	7	1	
鹿児島県	4	南さつま市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム				17	6	○				7		1	0	
鹿児島県	4	南さつま市		15	就労支援プログラム				18	4	○				7		19	2	
鹿児島県	4	南さつま市		21, 22	精神障害者等退院促進個別援助事業				19	4	○	○	(1)-イ		5		0	0	
鹿児島県	4	鹿屋市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム				17	6	○				6	就労意欲高く同意した者	1	0	
鹿児島県	4	鹿屋市		12	就労支援プログラム				18	6	○	○	(1)-ア	1	1	6	プログラム参加に同意した者	20	8
鹿児島県	4	鹿屋市		21	精神障害者退院促進支援プログラム				19	7	○	○	(1)-イ		5		3	2	
鹿児島県	4	指宿市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム				17	6	○				7		10	3	
鹿児島県	4	指宿市		15	就労支援プログラム				19	5	○				7		33	9	

1. 実施自治体				2. 個別支援プログラム										3. 実施状況		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦		⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
都道府県名	コード	自治体名	備考	コード	個別支援プログラム名	策定年月	要綱	補助金	事業区分	実施体制	専門職員数	対象者	※⑬欄で「6」を記載した場合、またその対象者を記入	参加者数 (20年4-12月)	達成者数 (20年4-12月)	
鹿児島県	4	指宿市		22	退院促進個別援助事業	18	9	○				7		10	4	
鹿児島県	4	指宿市		28	多重債務解消支援プログラム	21	3					7		-	-	
鹿児島県	4	志布志市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	18	1	○				6	就労可能な者	4	0	
鹿児島県	4	志布志市		15	就労促進事業	19	4	○				7		31	2	
鹿児島県	4	志布志市		21	精神障害者等退院促進個別援助事業	19	4	○				6	社会的入院患者	5	3	
鹿児島県	4	出水市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○				7		9	2	
鹿児島県	4	出水市		15	就労促進支援事業	19	4	○				7		3	3	
鹿児島県	4	出水市		21,22	精神障害者等退院促進個別援助事業	18	4	○				6	社会的入院患者	1	0	
鹿児島県	4	奄美市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	7	○				7		10	1	
鹿児島県	4	奄美市		12	就労支援事業	19	4	○	○	(1)-ア	1	1	7	9	0	
鹿児島県	4	奄美市		21	精神障害者退院支援プログラム	18	4	○	○	(1)-イ			5	10	0	
鹿児島県	4	南九州市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	20	2	○				7		8	0	
鹿児島県	4	南九州市		15	就労支援プログラム	20	2	○				7		5	0	
鹿児島県	4	南九州市		21	退院促進個別援助事業	20	2	○				7		1	0	
鹿児島県	4	南九州市		28	多重債務者等のための個別支援プログラム(案)	21	3					7		-	-	
鹿児島県	5	長島町		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	19	4	○				6	就労可能な者	3	2	
鹿児島県	5	長島町		15	就労支援プログラム	19	10	○				6	就労可能な者	3	2	
鹿児島県	5	長島町		21,22	精神障害者等退院促進事業	19	4	○				5		1	0	
鹿児島県	5	長島町		28	多重債務者のための個別支援プログラム	20	12	○				6	多重債務者	0	0	
鹿児島県	3	鹿児島市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○				7		121	13	
鹿児島県	3	鹿児島市		12	被保護者就労支援事業	17	6	○	○	(1)-ア	1	2	7	21	0	
鹿児島県	3	鹿児島市		13	被保護者勤労意欲助長事業	昭63	7	○	○	(2)-ウ	4		7	2	2	
鹿児島県	3	鹿児島市		28	被保護者債務整理等支援プログラム	21	3	○				7		-	-	
沖縄県	1	沖縄県		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6					7		13	3	
沖縄県	1	沖縄県	南部	12	就労支援事業	11	4	○	○	(1)-ア	1	1	7	76	29	
沖縄県	1	沖縄県	南部	21	精神障害者等退院促進事業	19	12	○	○	(1)-イ	1	1	5	1	0	
沖縄県	1	沖縄県	南部	29	健康管理支援事業	19	10	○	○	(1)-ウ	1	1	4	118	18	
沖縄県	1	沖縄県	中部	12	就労支援員活用プログラム	18	4	○	○	(1)-ア	1	1	7	48	14	
沖縄県	1	沖縄県	北部	12	就労支援員活用プログラム	17	10	○	○	(1)-ア	1	1	7	36	9	

1. 実施自治体				2. 個別支援プログラム											3. 実施状況					
①	②	③	④	⑤	⑥					⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
都道府県名	コード	自治体名	備考	コード	個別支援プログラム名					策定年月	要綱	補助金	事業区分	実施体制	専門職員数	対象者	※⑬で「6」を選択した場合、主たる対象者を記入	参加者数 (20年4-12月)	達成者数 (20年4-12月)	
沖縄県	1	沖縄県	北部	16	高校進学支援プログラム					18	10	○					6	中学3年生	6	0
沖縄県	1	沖縄県	北部	21	長期入院患者退院支援プログラム					18	10	○	○	(1)-ウ	4	1	5		9	4
沖縄県	1	沖縄県	北部	25, 26, 27	自立生活支援プログラム					18	10	○					7		0	0
沖縄県	1	沖縄県	北部	28	多重債務者等個別支援プログラム					20	7	○					7		0	0
沖縄県	1	沖縄県	宮古	29	被保護者自立生活支援事業					18	4	○					7		1	0
沖縄県	2	沖縄県	八重山	15	就労支援プログラム					20	4	○					6	15歳～50歳未満	0	0
沖縄県	3	沖縄県	八重山	18	生活保護制度における他法他施策活用プログラム					21	2	○					7		-	-
沖縄県	1	沖縄県	八重山	29	生活習慣病に罹患する被保護者に対する個別支援プログラム					18	12	○					4		0	0
沖縄県	4	糸満市		11	生活保護受給者等就労支援事業					17	6	○	○	(1)-ア	1	1	7		8	6
沖縄県	4	糸満市		12	就労支援員活動プログラム					18	5	○	○	(1)-ア	1	1	7		28	25
沖縄県	4	糸満市		22	精神障害者等退院促進支援事業					18	5	○	○	(1)-イ	1	1	5		0	0
沖縄県	4	那覇市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					18	3	○					7		39	14
沖縄県	4	那覇市		12	「就労促進助長」事業プログラム					18	3	○	○	(1)-ア	1	5	7		150	42
沖縄県	4	那覇市		21	精神障害者退院促進プログラム					19	3	○	○	(1)-イ	1	1	4, 5		23	11
沖縄県	4	那覇市		25	高齢者等支援プログラム					18	3	○					2		3, 139	2, 943
沖縄県	4	那覇市		25	健康管理支援プログラム					20	4	○	○	(1)-ウ	1	1	7		29	148
沖縄県	4	那覇市		27	母子世帯自立支援プログラム					18	11	○					1		405	325
沖縄県	4	那覇市		28	多重債務者プログラム					20	4	○	○	(2)-ク	1	10	7		26	3
沖縄県	4	浦添市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					17	6	○					7		5	0
沖縄県	4	浦添市		12	就労支援事業					5	4	○	○	(1)-ア	1	1	4		63	10
沖縄県	4	浦添市		15	若年者就労支援プログラム					18	2	○					4		0	0
沖縄県	4	浦添市		21	健康管理支援プログラム					16	10	○	○	(1)-ウ	1	1	4		84	12
沖縄県	4	宜野湾市		11	生活保護受給者等就労支援事業					17	6	○	○	(1)-ア			7		11	3
沖縄県	4	宜野湾市		12	就労意欲促進プログラム					18	6	○	○	(1)-ア	1	1	7		47	10
沖縄県	4	宜野湾市		21	精神障害者退院促進プログラム					20	4	○	○	(1)-イ	1	1	5		9	4
沖縄県	4	宜野湾市		22	長期入院患者等退院促進プログラム					18	6	○	○	(1)-イ			7		8	6
沖縄県	4	宜野湾市		23	傷病者療養改善プログラム					18	6	○	○	(1)-ウ	1	1	2, 3, 4		37	27
沖縄県	4	宜野湾市		25, 26	健康管理支援事業					19	2	○	○	(1)-ウ			2, 3, 4		28	10
沖縄県	4	沖縄市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム					17		○		(1)-ア	1	1	6	稼働能力を有し、就労阻害要因のない者で求職の意欲が高い者	14	3

1. 実施自治体				2. 個別支援プログラム										3. 実施状況		
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
都道府県名	コード	自治体名	備考	コード	個別支援プログラム名	策定年月	要綱	補助金	事業区分	実施体制	専門職員数	対象者	※⑭欄で「6」を選択した場合、主たる対象者を記入	参加者数 (20年4-12月)	達成者数 (20年4-12月)	
沖縄県	4	沖縄市		12	就労支援プログラム	17	4	○	○	(1)-ア	1	1	6	稼働能力を有し、就労阻害要因のない者	66	20
沖縄県	4	沖縄市		23	療養支援プログラム	19	9	○	○	(2)-ア	1	2	4,5		27	2
沖縄県	4	沖縄市		29	生活支援プログラム	18	4	○	○	(1)-ウ	1	2	7		99	99
沖縄県	4	名護市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					7		4	1
沖縄県	4	名護市		12	就労支援員活用就労促進プログラム	17	4	○	○	(1)-ア	1	1	7		31	4
沖縄県	4	名護市		21	精神障害者等退院促進プログラム	19	6	○	○	(1)-ウ	1	1	5		5	1
沖縄県	4	名護市		25,26	健康管理支援プログラム	19	4	○	○	(1)-イ	1	1	7		55	21
沖縄県	4	石垣市		11	生活保護受給者等支援事業活用プログラム	17	6	○					7		0	0
沖縄県	4	石垣市		12	就労自立支援プログラム	18	6	○	○	(1)-ア	1	1	1		9	4
沖縄県	4	石垣市		25	日常生活自立支援プログラム	18	6	○					2		28	12
沖縄県	4	石垣市		32	社会生活自立支援プログラム	18	6	○					3		8	1
沖縄県	4	豊見城市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					7		0	0
沖縄県	4	豊見城市		12	就労支援プログラム	19	4	○	○	(1)-ア	1	1	7		95	7
沖縄県	4	豊見城市		23	健康管理支援推進事業	19	4	○	○	(1)-ウ	1	1	7		104	0
沖縄県	4	豊見城市		28	多重債務者等のための個別支援プログラム	18	6	○					7		0	0
沖縄県	4	うるま市		11	「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム	17	6	○			1	1	7		6	0
沖縄県	4	うるま市		12	就労自立支援プログラム	18	6	○	○	(1)-ア	1	1	7		42	7
沖縄県	4	うるま市		13	職場適応訓練支援プログラム	17	4	○	○	(2)-ウ	1	1	7		29	0
沖縄県	4	うるま市		21	精神障がい者退院支援プログラム	20	4	○	○	(1)-イ	1	1	5		15	6
沖縄県	4	うるま市		25,26	健康管理支援プログラム	19	4	○	○	(1)-イ	1	1	7		176	0
沖縄県	4	うるま市		28	多重債務解消支援プログラム	20	4	○	○	(2)-ア	1	1	7		0	0
沖縄県	4	宮古島市		11	生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム	17	6	○					4		0	0
沖縄県	4	宮古島市		12	若年者就労支援プログラム	19	4	○	○	(1)-ア	1	1	6	稼働能力を有する者	10	6
沖縄県	4	宮古島市		29	生活習慣病改善プログラム	19	4	○	○	(1)-イ	1	1	7		23	0
沖縄県	4	南城市		11	生活保護受給者等事業活用プログラム	17	6	○					7		1	1
沖縄県	4	南城市		12	専門職員を活用して就労支援(就労促進事業)	18	4	○	○	(1)-ア	1	1	7		39	16

7 生活保護受給者等就業支援事業の実施状況

生活保護受給者等就労支援事業の実施状況

(生活保護受給者分・平成20年4月～12月)

都道府県名	支援対象者数 (a)	就職者数 (b)	就職率 (b)/(a)
北海道	507	295	58.2%
青森県	90	17	18.9%
岩手県	32	8	25.0%
宮城県	66	35	53.0%
秋田県	37	13	35.1%
山形県	25	3	12.0%
福島県	59	17	28.8%
茨城県	83	23	27.7%
栃木県	99	16	16.2%
群馬県	39	3	7.7%
埼玉県	79	44	55.7%
千葉県	140	88	62.9%
東京都	1,595	996	62.4%
神奈川県	231	104	45.0%
新潟県	113	53	46.9%
富山県	4	1	25.0%
石川県	44	19	43.2%
福井県	12	2	16.7%
山梨県	19	14	73.7%
長野県	52	33	63.5%
岐阜県	93	29	31.2%
静岡県	63	21	33.3%
愛知県	119	51	42.9%
三重県	50	19	38.0%
滋賀県	80	35	43.8%
京都府	230	105	45.7%
大阪府	1,388	858	61.8%
兵庫県	264	155	58.7%
奈良県	39	26	66.7%
和歌山県	68	17	25.0%
鳥取県	36	27	75.0%
島根県	53	33	62.3%
岡山県	16	8	50.0%
広島県	316	117	37.0%
山口県	72	27	37.5%
徳島県	29	12	41.4%
香川県	58	18	31.0%
愛媛県	87	29	33.3%
高知県	30	14	46.7%
福岡県	272	143	52.6%
佐賀県	45	21	46.7%
長崎県	120	77	64.2%
熊本県	156	106	67.9%
大分県	93	28	30.1%
宮崎県	120	31	25.8%
鹿児島県	179	32	17.9%
沖縄県	85	42	49.4%
合計	7,487	3,865	51.6%

(人)

(人)

(当省職業安定局まとめ)

- 8 職業紹介事業パンフレット（地方公共団体編）
－許可・更新等マニュアル－（抜粋）

職業紹介事業パンフレット（地方公共団体編）

－許可・更新等マニュアル－

平成16年3月

厚生労働省・都道府県労働局
（公共職業安定所）

1 地方公共団体無料職業紹介事業の意義

今回の職業安定法の改正は、近年の厳しい雇用失業情勢に対応し、二重行政の不効率を回避しながら、地方公共団体が、自らの行政施策に附帯して無料職業紹介事業を行うことにより、従来、労働力需給調整システムが十分及びかねていた分野において、効率的かつ集中的な求人・求職の結合を促進し、厳しい雇用情勢の改善を図ろうとするものです。

このため、公共職業安定所（ハローワーク）においても、求人者がハローワーク外に提供することに同意した求人については、地方公共団体に対して情報提供を行うこととされていますが、各地方公共団体においては、地方公共団体ならでの、地域の実情に応じた、ハローワークに登録されていないようなきめ細かな求人の開拓等が行われることが重要と考えられています。

2 届出手続

① 届出

無料職業紹介事業については、原則として許可制（有効期間5年間）であるが、地方公共団体が、当該地方公共団体の区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て無料の職業紹介事業を行うことができます。

② 届出の要否等

無料職業紹介事業の全部又は一部（例えば、求人・求職の受理のみを地方公共団体が行う場合。）を適正に許可を得た民間の職業紹介事業者に委託することができます。

無料職業紹介事業の全部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託する場合には、地方公共団体は無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要はありませんが、地方公共団体が、無料職業紹介事業の一部を適正に許可を得た民間職業紹介事業者に委託し、一部は自ら実施する場合は、地方公共団体において無料職業紹介事業の実施の届出を行う必要があります。

なお、民間職業紹介事業者への委託費等の支払方法が、紹介件数1件当たりの手数料を支払う等の方式の場合には、受託する民間職業紹介事業者は、有料職業紹介事業の許可を得ていることが必要ですので、ご注意ください。

③ 届出先

地方公共団体が無料の職業紹介事業を行うときは、地方公共団体の所在地を管轄する都道府県労働局を経由して届け出なければなりません。

なお、届出書や添付書類に不備のないよう、前もって都道府県労働局にご相談ください。

④ 届出書

届出様式は、地方公共団体無料職業紹介事業届出書（様式第1号の3）のとおりです。

届出者欄には地方公共団体の首長の名前を書いてください。

添付書類は次のとおりです。

必要数は、届出書は正本1通・写し2通、添付書類は、ア)については正本1通・写し2通、それ以外については正本1通・写し1通です。

ア) 事業所ごとの地方公共団体無料職業紹介事業計画書（様式第2号）

イ) 事業所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程（個人情報適正

管理規程)

- リ) 事業所ごとの業務の運営に関する規程（業務運営規程）
- エ) 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書
- カ) 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
- キ) 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類
- ク) 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であって、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類

3 無料職業紹介事業開始以後の手続

① 変更届

以下の届出事項について、変更があった場合には、地方公共団体無料職業紹介事業変更届出書（様式第6号）により、届け出なければなりません。

ア)、カ)、キ)、ク)、ケ)、コ)の変更であって、当該地方公共団体が存する都道府県以外の都道府県に所在する事業所に関するものについては、当該事業所が所在する都道府県を管轄する労働局を經由して厚生労働大臣に届け出ることできます。

添付書類は次のとおりです。

必要数は、変更届は正本1通・写し2通、添付書類は、地方公共団体無料職業紹介事業計画書については正本1通・写し2通、それ以外については正本1通・写し1通です。

なお、変更の届出は、変更に係る事実のあった日の翌日から起算して10日以内（職業紹介責任者に係る変更については30日以内）に行う必要があります。

届出事項	添付書類
ア) 事業所の新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとの地方公共団体無料職業紹介事業計画書（様式第2号） ・ 事業所ごとの個人情報適正管理規程 ・ 事業所ごとの業務の運営に関する規程 ・ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書 ・ 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
イ) 事業者の名称の変更	・ 任意（変更内容が確認できるもの）
ロ) 事業者の住所の変更	・ 任意（変更内容が確認できるもの）
ハ) 代表者の氏名の変更	・ 任意（変更内容が確認できるもの）
ニ) 事業所の名称の変更	・ 任意（変更内容が確認できるもの）
ヒ) 事業所の所在地の変更	・ 任意（変更内容が確認できるもの）
ホ) 職業紹介責任者の氏名の変更	職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書※
ヘ) 職業紹介責任者の住所の変更	職業紹介責任者の住民票の写し及び履歴書※
ヘ) 職業紹介事業が附帯する業務の変更	・ 任意（変更内容が確認できるもの）
コ) 事業所の廃止	・ 任意（変更内容が確認できるもの）

※ 他の事業所の職業紹介責任者を新設する事業所の職業紹介責任者に引き続き選任

するときは、履歴書（住所変更がない場合には、住民票の写し及び履歴書）の添付を要しません。

② 事業廃止届

無料の職業紹介事業を行う地方公共団体（以下単に「地方公共団体」という。）は、無料職業紹介事業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に地方公共団体無料職業紹介事業廃止届（様式第7号）を都道府県労働局長に提出しなければなりません。

③ 事業報告

地方公共団体は、毎年4月30日までに、前年度における職業紹介事業の状況を地方公共団体無料職業紹介事業報告書（様式第8号の3）により、都道府県労働局長に提出しなければなりません。

4 地方公共団体が備え付けるべき帳簿書類

地方公共団体は、求人求職管理簿を備え付けなければなりません。

なお、書面によらずとも、必要事項をコンピュータに記録し、必要に応じて取り出す方法等直ちに必要事項が明らかにされ、かつ写しを提供しうるシステムとなっていれば足りません。

なお、保存期間は完結後2年間です。

5 無料職業紹介事業の運営に当たり留意すべき事項

① 職業紹介責任者

ア 職務

地方公共団体は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させるため、職業紹介責任者を選任しなければなりません。

ア) 求人者又は求職者から申し出を受けた苦情の処理に当たること。

イ) 求人者の情報（職業紹介に係るものに限る。）及び求職者の個人情報に関する管理にすること。

ウ) 求人及び求職の申込みの受理、求人者及び求職者に対する助言及び指導その他無料の職業紹介事業の業務の運営及び改善に関すること。

エ) 職業安定機関との連絡調整に関すること。

イ 選任

無料の職業紹介事業を行う事業所ごとに、当該事業所に専属の職業紹介責任者として自己の雇用する労働者の中から、無料の職業紹介事業の業務に従事する者50人当たり1人以上の者を選任することが必要です。

なお、職業紹介責任者は職業安定機関又は職業安定局長が指定する者（※）の行う「職業紹介責任者講習会」を5年以内に受講した者であることが必要です。

また、以下の事由等に該当する者を職業紹介責任者に選任することはできません。

ア) 禁固以上の刑に処せられ、又は職業安定法の規定その他労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定により、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、208条の3、第222条若しくは第247条の罪、暴力行為等処罰に関する法律の罪若しくは出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

- イ) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ) 職業安定法第32条の9第1項（第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 等

※ 連絡先 社団法人全国民営職業紹介事業協会（電話：03-3818-7011）
（HPアドレス <http://www.minshokyo.or.jp/kousyu/15-2.html>）

② 無料職業紹介事業を行う事業所の名称等について

無料職業紹介事業を行う事業所の名称等（愛称を含みます。）については、「無料職業紹介事業」を行うものであることが明確となるよう、また、求職者が公共職業安定機関（ハローワーク等）と誤認することのないようにしてください。

③ その他

ア 求人の受理（職業安定法第5条の5）

無料の職業紹介事業を行う者は、求人の申込みの内容が法令に違反するときなど一定の場合を除き、求人の申込みはすべて受理しなければなりません。

イ 求職の受理（職業安定法第5条の6）

無料の職業紹介事業を行う者は、求職の申込みの内容が法令に違反するときを除いて、求職の申込みはすべて受理しなければなりません。

ウ 労働争議への不介入（職業安定法第34条において準用する第20条）

無料の職業紹介事業を行う者は、同盟罷業（ストライキ）又は作業所閉鎖（ロックアウト）の行われている事業所等については、求職者を紹介してはなりません。

エ 秘密を守る義務等（職業安定法第51条の2）

無料の職業紹介事業を行う者及び当該事業に従事する者は、当該業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせてはなりません。また、当該事業に従事しなくなった後も同様にしなければなりません。

6 法律違反を行った場合の措置等

① 事業停止命令

職業安定法若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときには、厚生労働大臣により、期間を定めて事業の停止を命ぜられることがあります。

② 改善命令

職業安定法の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合には、厚生労働大臣により、業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ぜられることがあります。

③ 指導、助言等

厚生労働大臣により、業務の適正な運営を確保するために必要な指導、助言等がなされることがあります。

※届出受理番号	
※届出受理年月日	年 月 日

地方公共団体無料職業紹介事業届出書

平成16年 8月 1日

厚生労働大臣 殿

届出者 ○×県知事 山本 太郎 印

職業安定法第33条の4第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1名 <small>(ふりがな)</small> 称	まる ぼつ けん ○ × 県	
2所 <small>(ふりがな)</small> 在 地	〒 111-2220 電話 030(000)xxxx	
	まるぼつけん まるぼつし まるまるまらちよう ○×県○×市○○○町1-1-1	
	まるぼつごうどうちようしゃ ○×合同庁舎	
3職業紹介事業を行う事業所に関する事項		
事 業 所		
名 称		所 在 地
○×県Uターン 無料職業紹介所		○×県○×市○○○町1-1-2労働福祉センター2階
職業紹介責任者氏名等		担当者職・氏名・電話番号
氏 名	住 所	Uターン課 係長 伊藤 次郎 030(0×0)0000
佐藤 一郎	○×県○×市○×○町1-3-1	
講習会名、受講年月日・受講場所	職業紹介責任者講習、平成16年2月1日、於 東京都	※
4事業開始予定年月日	平成16年9月1日	
5 業務の内容等	無料職業紹介事業が附帯する業務の内容：過疎化防止に関する施策 無料職業紹介事業の内容：○×県での就業及び居住を希望する者と○×県内における企業との雇用関係成立のあっせんを行う	
6 取次機関		
<small>(ふりがな)</small> イ 名 称		
<small>(ふりがな)</small> ロ 住 所		
ハ 事業内容		
7 備 考	・ 職業紹介事業の一部を△△株式会社 人材紹介事業部(12-ユ-345678)に委託する予定	

なお、職業安定法第33条の4第2項において準用する同法第33条の14により選任する職業紹介責任者は、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1項から第3項までのいずれにも該当していません。